答弁書受領

三月七日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員神本美恵子提出モザンビークでの三角協力プロサバンナ事業に関する質問に対する答弁書（第一七号）

参議院議員大久保勉提出ビットコインに関する質問に対する答弁書（第一八号）

参議院議員藤末健三提出「金融・資本市場活性化に向けての提言」の具体的な実施計画及び進捗に関する質問に対する答弁書（第一九号）

参議院議員藤末健三提出日本銀行の貸出支援基金の実績及び評価に関する質問に対する答弁書（第二〇号）

参議院議員川田龍平提出公益通報者保護法に関する再質問に対する答弁書（第二一号）

参議院議員川田龍平提出アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する再質問に対する答弁書（第二二号）

参議院議員小見山幸治提出浄化槽の維持管理に関する質問に対する答弁書（第二三号）

議決通知

三月七日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

政治資金適正化委員会委員

伊藤　鉄男
小見山　満
日出　雄平
大竹　邦実
田中　秀明

通知書受領

三月七日衆議院議長から、国会は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名したむねを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

政治資金適正化委員会委員

伊藤　鉄男
小見山　満
日出　雄平
大竹　邦実
田中　秀明

人事異動

内　閣

衆議院議員　塩谷　立

チリ国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十六年三月二十五日までとする（三月七日）

警　察　庁

（警察庁長官官房技術審議官）
警察庁技官
（警察大学校附属警察情報通信学校長）　内藤　伸悟

（警察庁長官官房技術審議官）
警察大学校附属警察情報通信学校長　梅澤　雅美

辞職を承認する（各通）

（近畿管区警察局情報通信部長）　牛田　克己

警察庁長官官房技術審議官を命ずる

（関東管区警察局情報通信部長）　前川　和則

警察大学校附属警察情報通信学校長を命ずる

（関東管区警察局茨城県情報通信部長）　増山　芳邦

警察庁情報通信局情報技術解析課解析技術評価分析官兼警察大学校警察情報通信研究センター付を命ずる

（中部管区警察局情報通信部長）　磨田　篤

関東管区警察局情報通信部長を命ずる

（四国管区警察局情報通信部長）　礒田　孝

中部管区警察局情報通信部長を命ずる

（九州管区警察局情報通信部長）　山本　健二

近畿管区警察局情報通信部長を命ずる

（中部管区警察局愛知県情報通信部長）　泉　英一

四国管区警察局情報通信部長を命ずる

（関東管区警察局神奈川県情報通信部長）　渡邉　晃

九州管区警察局情報通信部長を命ずる（以上三月十日）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

利根川水系中川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成26年３月11日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶１隻

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　埼玉県吉川市高久地先

(2)　当該工作物を除却した日　平成26年２月３日から平成26年２月７日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成26年２月３日から平成26年２月７日

(2)　保管の場所　埼玉県吉川市川野地先

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　千葉県野田市宮崎134　国土交通省関東地方整備局　江戸川河川事務所占用調整課　電話04―7125―7320

沖縄総合事務局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成26年３月11日

沖縄総合事務局長　河合　正保

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道58号	沖縄県国頭郡国頭村字宜名真字目門原422番１から沖縄県国頭郡国頭村字与那大袋原1353番１まで

2　指定する期間　平成26年４月１日

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本赤十字労働組合連合会から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成26年３月13日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月11日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道	旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター及び秋田県赤十字血液センター
青森県	八戸赤十字病院
岩手県	盛岡赤十字病院
宮城県	石巻赤十字病院
秋田県	秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター及び秋田県赤十字血液センター広小路出張所
福島県	福島赤十字病院
埼玉県	さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター、埼玉県赤十字血液センター伊奈事業所及び埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所
千葉県	成田赤十字病院
東京都	日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院及び大森赤十字病院
神奈川県	津久井赤十字病院
富山県	富山赤十字病院及び日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院
山梨県	山梨赤十字病院